

九州大学国際協力機構外国人受託研修員等受入規程

平成16年度九大規程第93号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月30日
(令和3年度九大規程第24号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）において、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が、開発途上国から招致する研修員等を外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）として受け入れる場合の手續、研修料等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 受託研修員の受入れは、前条の研修員に対し、本学において研修の機会を与えることにより、当該研究員の能力の一層の向上を図り、開発途上国の自立的発展及び文化的、知的水準の向上に資するとともに、本学における国際交流を推進することを目的とする。

(資格)

第3条 受託研修員として受入れることができる者は、次の各号に掲げる研修員であって、研修を受けるために必要な能力を有する者とする。

- (1) 国際協力機構が開発途上国から招致する研修員
- (2) 外国の政府及び高等教育機関等が国際協力機構の支援の下に実施する事業の一環として派遣する研修員

(受入れの許可)

第4条 研修員を受託研修員として委託しようとする国際協力機構の長又は研修員の所属する機関の長は、書面をもって総長に申請するものとする。

- 2 総長は、前項の申請があった場合は、当該研修員が研修を希望する部局（以下「研修指導部局」という。）の長と協議を行い、受入れが適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
- 3 第1項に規定する申請手續は、原則として研修開始日の2月前までに行うものとする。

(研修期間)

第5条 受託研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れが許可された日の属する事業年度を超えることはできないものとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

- 2 総長は、国際協力機構の長又は受託研修員の所属する機関の長から受託研修員の研修期間の延長の申請があったときは、研修指導部局の長と協議を行い、研修の継続が必要があると認めるときは、これを許可するものとする。
- 3 前項に規定する研修期間の延長の申請手續は、原則として延長期間開始日の30日前までに行うものとする。

(研修期間区分)

第6条 受託研修員の研修期間区分は、研修期間の日数により1月（1月は30日とし、30日に満たない日数は切り上げる。）を単位として区分するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託研修員のうち第3条第2号に掲げる研修員の研修期間区分は、1月を単位として、総長と国際協力機構の長又は受託研修員の所属する機関の長が協議して定める方法に基づき区分することができる。

(研修方法)

第7条 研修指導部局の長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮して指導教員を定め、研修指導を行うものとする。

- 2 指導教員は、研修目的を達成するために必要と認める場合には、当該研修期間中に本

学以外の国立大学等において研修指導を行うことができる。

(研修料)

第8条 受託研修員の研修料は、次のとおりとする。

研修期間区分	研 修 料
1月	237,000円

- 2 国際協力機構の長、受託研修員の所属する機関の長若しくは国際協力機構等から研修料の納入を委託された者又は受託研修員は、受託研修員の受入れを許可されたときは、当該受託研修員の研修期間に応じた研修料を本学が指定する日までに納入しなければならない。ただし、第5条第1項ただし書の規定により、当該事業年度を超えて研修期間を許可された場合の翌年度以降に係る研修料は、翌年度の当初に納入しなければならない。
- 3 国際協力機構の長、受託研修員の所属する機関の長若しくは国際協力機構等から研修料の納入を委託された者又は受託研修員は、第5条第2項の規定により、受託期間の延長を許可されたときは、当該受託研修員の延長期間に応じた研修料を本学が指定する日までに納入しなければならない。
- 4 既納の研修料は、返還しない。

(諸規則の遵守)

第9条 受託研修員は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第10条 受託研修員が前条の規定に違反したとき、又は受託研修員としてふさわしくない行為を行ったときは、総長は、当該受託研修員の受入れの許可を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研修員に関し必要な事項は、国際交流委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第35号)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第26号)

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第70号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程211号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程30号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程24号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。